明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○総務省組織規則の一部を改正する省令（**総務**七〇）　二
○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一〇四）　二
〔告　示〕
○登録証明機関の住所の変更に関する件（**総務**二二一）　二
○登録認定機関の住所の変更に関する件（**同**二二二）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**農林水産**一三〇九）　三
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**一三一〇）　三
○農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件（**同**一三一一）　三
○農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件（**同**一三一二）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**九八六、九八八、九九〇）　四
○駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（**同**九八七）　四
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**九八九）　五
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**一五七～一六〇）　五
○道路に関する件（**関東地方整備局**一九六～一九九）　六
○道路に関する件（**中部地方整備局**六五）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**七九、八〇）　七
〔国会事項〕
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
〔人事異動〕
内閣　内閣法制局　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（愛知労働局最低工賃公示一）　九
国家試験
令和六年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一三

省　令

○総務省令第七十号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三日

総務大臣　松本　剛明

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（企画官） **第七十六条**　本省に、企画官一人を置く。 ［２　略］	（企画官） **第七十六条**　本省に、企画官二人を置く。 ［２　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和六年七月五日から施行する。

○厚生労働省令第百四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月三日

厚生労働大臣　武見　敬三

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） **第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 ２～９　（略） （災害等危機管理対策室） **第六条**　厚生科学課に、災害等危機管理対策室を置く。 ２・３　（略） （削る）	（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官） **第三条**　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。 ２～９　（略） （災害等危機管理対策室及び研究企画官） **第六条**　厚生科学課に、災害等危機管理対策室及び研究企画官一人を置く。 ２・３　（略） ４　研究企画官は、命を受けて、疾病の予防及び治療に関する研究その他厚生労働省の所掌事務に関する科学技術の研究に関する事務の総括に関する企画及び立案に当たる。
（医薬品副作用被害対策室並びに薬事企画官及び薬局地域機能推進企画官） **第二十四条**　総務課に、医薬品副作用被害対策室並びに薬事企画官及び薬局地域機能推進企画官それぞれ一人を置く。 ２・３　（略） ４　薬事企画官は、命を受けて、薬事に関する特定事項の企画及び立案並びに調整（医政局及び薬局地域機能推進企画官の所掌に属するものを除く。）に当たる。 ５　薬局地域機能推進企画官は、命を受けて、地域における薬局の機能等の推進に関する政策の企画及び立案並びに調整に当たる。	（医薬品副作用被害対策室及び薬事企画官） **第二十四条**　総務課に、医薬品副作用被害対策室及び薬事企画官一人を置く。 ２・３　（略） ４　薬事企画官は、命を受けて、薬事に関する特定事項の企画及び立案並びに調整（医政局の所掌に属するものを除く。）に当たる。 （新設）

附　則

この省令は、令和六年七月五日から施行する。